

從兄弟受禪以
前帝子爲太子

らはせ給、かくて八月になりぬれば、廿七日御讓位とてのゝある、その日になりぬれば、又みかど
融○圓はおりさせ給ひぬ、とうぐうはくらゐにつかせ給ぬ、東宮には梅つぼのわかみや○一ゐさせ給ぬ、いへばおろかじめでたし、世はかうこそはとみえきこえたり、おりぬのみかどは、ほりかはのゐんにぞおはしましける、

○按ズルニ、花山天皇ハ、圓融天皇ノ皇姪ニシテ、一條天皇ハ、圓融天皇ノ皇子ナリ

〔日本紀略十一條〕寛弘八年六月十三日乙卯、有御讓位事、午刻宣命云、皇太子座○座恐、定賜、居貞親

王仁○天日嗣遠授賜、敦成親王○此下恐、脱、立、皇太子、止、定賜、布、新帝上表陳謝、

〔榮花物語石隆〕かくて御かど○一いまはかくておりぬなむとおぼすを、さるべきさまにおきて

給へとおほせらるれば、殿道原うけたまはらせ給て、春宮○三に御たいめこそは例の事なれ

とて、思しおきてさせ給程に、東宮行啓あり、みすこしに御たいめありて、あるべき事ども申させ

給、位もゆづりきこえさせ侍りぬれば、東宮にはわか宮○一をなん物すべうはべるだうりのま

ゝならば、そちのみや○一條皇をこそはと思ひ侍れど、はかしくしきうしろみなどとはべらね

ばなむなぞ申させ給ふ、さてかへらせ給ぬ、御讓位六月八○寛弘十三年略略

○按ズルニ、後一條天皇ハ、一條天皇ノ皇子ニシテ、三條天皇ト、一條天皇トハ從兄弟ナリ、

皇女受禪

〔續日本紀元六〕和銅八年元○靈龜九月庚辰、天皇禪位于氷高内親王元正

〔續日本紀元七〕日本根子高瑞淨足姫天皇元正、天淳中原瀛真人天皇武○天之孫、日並知皇子尊之皇

女也略○中九月庚辰、受禪即位于大極殿、

〔續日本紀聖武〕天平勝寶元年七月甲子、皇太子○孝、受禪即位於大極殿、

○按ズルニ、孝謙天皇ハ、聖武天皇ノ皇女ナリ、

〔時慶卿記〕寛永六年十一月八日、辰刻俄ニ堂上各束帶ニテ可伺候旨被觸、事ノ子細ハ不知急參内、